医 政 発 0526第 5 号 令 和 5 年 5 月 26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長 (公印省略)

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について

医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)に5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項等を定めるに当たって参考とすべき指針については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。)によりお示ししているところであるが、今般、追ってお示しすることとしていた「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療」の確保に必要な事業に関する事項に関し、社会保障審議会医療部会及び感染症部会等での議論を踏まえ、課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

貴職におかれては、これを御了知の上、医療計画作成のための参考にして いただきたい。 ○ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域 医療計画課長通知)新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第30条の4の規定に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病並びに救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。以下同じ。)の6事業(以下あわせて「5疾病・6事業」という。)並びに居宅等における医療(以下「在宅医療」という。)について医療計画に記載することとされています。

各都道府県が医療提供体制を確保するに当たり、特に5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療については、①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していくことが求められています。

医療機能の明確化から連携体制の推進に至るこのような過程 を、以下、医療体制の構築ということとします。

5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、下記のとおり、それぞれの体制構築に係る指針を国において定めましたので、新たな医療計画作成のための参考としていただきますようお願いします。

改正前

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第30条の4の規定に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。以下同じ。)の5事業(以下あわせて「5疾病・5事業」という。)並びに居宅等における医療(以下「在宅医療」という。)について医療計画に記載することとされています。

各都道府県が医療提供体制を確保するに当たり、特に5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療については、①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していくことが求められています。

医療機能の明確化から連携体制の推進に至るこのような過程 を、以下、医療体制の構築ということとします。

5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、下記のとおり、それぞれの体制構築に係る指針を国において定めましたので、新たな医療計画作成のための参考としていただきますようお願いします。

なお、本通知は法第30条の8に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」 (平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局 地域医療計画課長通知)は廃止します。

記

1 法的根拠

法第30条の4第4項の規定に基づき、都道府県は、5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項等を 医療計画に定めることとされている。

また、5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を各都道府県が構築するに当たっては、法第30条の3第1項に基づき厚生労働大臣が定める医療提供体制の確保に関する基本方針(平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。)第四の二及び三に示すとおり、地域の医療提供施設の医療機能を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。

一方、基本方針第二の二に示すとおり、国は5疾病・<u>6事</u>業及び在宅医療について調査及び研究を行い、5疾病・<u>6事</u>業及び在宅医療のそれぞれに求められる医療機能を明らかにすることとされており、本通知は、国として当該医療機能を明らかにすること等により、都道府県の医療体制構築を支援するものである。

なお、医療機能に関する情報の提供については、法第6条 の3に基づく医療機能情報提供制度が別途実施されている。

5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、当該制度により都道府県に報告された医療機能情報を活

なお、本通知は法第30条の8に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」 (平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局 地域医療計画課長通知)は廃止します。

記

1 法的根拠

法第30条の4第4項の規定に基づき、都道府県は、5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項等を 医療計画に定めることとされている。

また、5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を各都道府県が構築するに当たっては、法第30条の3第1項に基づき厚生労働大臣が定める医療提供体制の確保に関する基本方針(平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。)第四の二及び三に示すとおり、地域の医療提供施設の医療機能を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。

一方、基本方針第二の二に示すとおり、国は5疾病・5事業及び在宅医療について調査及び研究を行い、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに求められる医療機能を明らかにすることとされており、本通知は、国として当該医療機能を明らかにすること等により、都道府県の医療体制構築を支援するものである。

なお、医療機能に関する情報の提供については、法第6条の3に基づく医療機能情報提供制度が別途実施されている。

5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、当該制度により都道府県に報告された医療機能情報を活

用できること、特に、患者や住民に情報を提供するためだけではなく、地域の医療関係者が互いに情報を共有することで信頼を醸成し、円滑な連携を推進するためにも活用すべきであることに留意されたい。

2 策定に当たっての留意点

別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る 指針」は、国として、①5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療の医療 機能の目安を明らかにした上で、②各医療機能を担う地域の 医療機関が互いに信頼を醸成し、円滑な連携を推進するため に、都道府県が取るべき手順を示したものである。

都道府県においては、地域において良質かつ適切な医療を切れ目なく効率的に提供するため、本指針を参考にしつつ、 医療計画の策定に当たられたい。

なお策定に当たっては、次に掲げる点に留意されたい。

- ① 5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療の医療体制については、各 都道府県が、患者動向、医療資源など地域の実情に応じて 構築するものであること。
- ② したがって、本指針は医療体制の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではないこと。
- ③ 5疾病・6事業ごと及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、地域の実情に応じて必要性の高いものから優先的に取り組むべきものであること。
- ④ 医療計画の実効性を高めるよう、5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療ごとにPDCAサイクルを効果的に機能させ、政策循環の仕組みを強化するため、それぞれの指標を活用すること。
- ⑤ 本指針は国における現時点での知見に基づくものであり、今後も検討、調査及び研究を続けて適宜提示するものであること。

用できること、特に、患者や住民に情報を提供するためだけではなく、地域の医療関係者が互いに情報を共有することで信頼を醸成し、円滑な連携を推進するためにも活用すべきであることに留意されたい。

2 策定に当たっての留意点

別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る 指針」は、国として、①5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療の医療 機能の目安を明らかにした上で、②各医療機能を担う地域の 医療機関が互いに信頼を醸成し、円滑な連携を推進するため に、都道府県が取るべき手順を示したものである。

都道府県においては、地域において良質かつ適切な医療を切れ目なく効率的に提供するため、本指針を参考にしつつ、 医療計画の策定に当たられたい。

なお策定に当たっては、次に掲げる点に留意されたい。

- ① 5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療の医療体制については、各 都道府県が、患者動向、医療資源など地域の実情に応じて 構築するものであること。
- ② したがって、本指針は医療体制の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではないこと。
- ③ 5疾病・5事業ごと及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、地域の実情に応じて必要性の高いものから優先的に取り組むべきものであること。
- ④ 医療計画の実効性を高めるよう、5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療ごとにPDCAサイクルを効果的に機能させ、政策循環の仕組みを強化するため、それぞれの指標を活用すること。
- ⑤ 本指針は国における現時点での知見に基づくものであり、 今後も検討、調査及び研究を続けて適宜提示するものであること。

3 本指針の位置付け及び構成

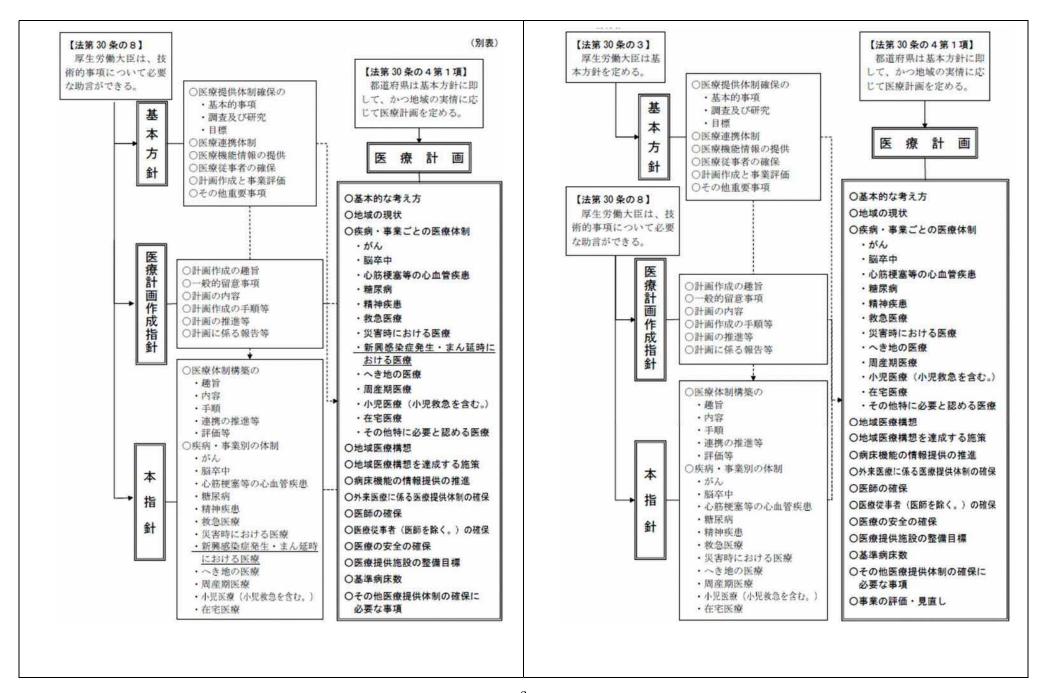
5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療の医療体制を含めた、医療計画制度の全体像については、「医療計画について」(令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知)の別紙「医療計画作成指針」により別途提示しているところである。

「医療計画作成指針」と「疾病・事業及び在宅医療に係る 医療体制構築に係る指針」との関係は別表のとおりであり、 各都道府県におかれては、新たな医療計画の作成に当たり、 「医療計画作成指針」を参考に計画全体の構成、作成の手順 等を検討した上で、本指針により5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療に係る具体的な医療体制の構築及び計画の作成を図られた い。

3 本指針の位置付け及び構成

5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療の医療体制を含めた、医療計画制度の全体像については、「医療計画について」(令和 5年 3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知)の別紙「医療計画作成指針」により別途提示しているところである。

「医療計画作成指針」と「疾病・事業及び在宅医療に係る 医療体制構築に係る指針」との関係は別表のとおりであり、 各都道府県におかれては、新たな医療計画の作成に当たり、 「医療計画作成指針」を参考に計画全体の構成、作成の手順 等を検討した上で、本指針により5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療に係る具体的な医療体制の構築及び計画の作成を図られた い。



(別紙)

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

目次

第 1 ~ 第 5 (略)

がんの医療体制構築に係る指針 (P10)

第 $1 \sim$ 第 3 (略)

脳卒中の医療体制構築に係る指針(P19)

第 $1 \sim$ 第 3 (略)

心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る指針 (P30)

第 $1 \sim$ 第 3 (略)

糖尿病の医療体制構築に係る指針(P41)

第 $1 \sim$ 第 3 (略)

精神疾患の医療体制構築に係る指針(P53)

第 $1 \sim$ 第 3 (略)

救急医療の体制構築に係る指針(P76)

第1~第3 (略)

災害時における医療体制の構築に係る指針(P94)

第 $1 \sim$ 第 3 (略)

新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築に 係る指針 (P108)

第1 新興感染症発生・まん延時における医療の現状

第2 医療体制の構築に必要な事項

第3 構築の具体的な手順

へき地の医療体制構築に係る指針(P121)

(別紙)

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

目次

第 $1 \sim$ 第 5 (略)

|がんの医療体制構築に係る指針 (P10)

|第 1 ~ 第 3 (略)

|脳卒中の医療体制構築に係る指針(P19)

第 $1 \sim$ 第 3 (略)

心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る指針 (P30)

第 1 ~ 第 3 (略)

糖尿病の医療体制構築に係る指針(P41)

第 1 ~ 第 3 (略)

|精神疾患の医療体制構築に係る指針(P53)

第 1 ~ 第 3 (略)

|救急医療の体制構築に係る指針(P76)

第 $1 \sim$ 第 3 (略)

|災害時における医療体制の構築に係る指針(P94)

第 1 ~ 第 3 (略)

(新設)

|へき地の医療体制構築に係る指針(P109)

第 1 ~ 第 3 第 1 ~ 第 3 (略) (略) 周産期医療の体制構築に係る指針(P131) 周産期医療の体制構築に係る指針(P119) 第 $1 \sim$ 第 3 (略) 第 1 ~ 第 3 (略) 小児医療の体制構築に係る指針(P154) 小児医療の体制構築に係る指針(P142) 第 $1 \sim$ 第 3 (略) 第 1 ~ 第 3 (略) 在宅医療の体制構築に係る指針(P167) |在宅医療の体制構築に係る指針(P155) 第 $1 \sim$ 第 3 (略) 第 1 ~ 第 3 (略)

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

第1 趣旨

人口の減少及び高齢化が進む中、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病(以下「5疾病」という。)については、生活の質の向上を実現するため、これらに対応した医療体制の構築が求められている。

また、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の6事業(以下「6事業」という。)についても、これらに対応した医療体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。

さらに、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療に係る 医療体制を整備し、地域包括ケアシステムを構築することが 求められている。

疾病構造の変化や地域医療の確保等の課題に対応するためには、効率的で質の高い医療体制を構築することが求められる。

具体的には、各都道府県において、5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要である。

加えて、こうした医療体制の構築に患者や住民が参加することを通じ、患者や住民が地域の医療機能を理解し、医療の必要性に応じた質の高い医療を受けられるようになることが期待される。

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

第1 趣旨

人口の減少及び高齢化が進む中、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病(以下「5疾病」という。)については、生活の質の向上を実現するため、これらに対応した医療体制の構築が求められている。

また、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の<u>5事業</u>(以下「<u>5事業</u>」という。)についても、これらに対応した医療体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。

さらに、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療に係る 医療体制を整備し、地域包括ケアシステムを構築することが 求められている。

疾病構造の変化や地域医療の確保等の課題に対応するためには、効率的で質の高い医療体制を構築することが求められる。

具体的には、各都道府県において、5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要である。

加えて、こうした医療体制の構築に患者や住民が参加することを通じ、患者や住民が地域の医療機能を理解し、医療の必要性に応じた質の高い医療を受けられるようになることが期待される。

以下、第2「内容」、第3「手順」、第4「連携の推進等」及び第5「評価等」において、医療体制の構築に当たって5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療に共通する事項を示すとともに、5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療のそれぞれの指針において、それぞれに特有の事項を示すので参考とされたい。

第2 内容

5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療のそれぞれについて、まず「1 医療体制の政策循環」を実現するため、「2 指標」を活用し、「3 必要となる医療機能」を明らかにした上で、「4 各医療機能を担う医療機関等の名称」及び「5 課題、数値目標及び施策の方向性」を記載する。

1 医療体制の政策循環

5疾病・6事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当 たっては、住民の健康状態や患者の状態といった成果(ア ウトカム) などを用いた評価を行うことが重要である。具 体的には、施策や事業を実施したことにより生じた結果 (アウトプット)が、成果(アウトカム)に対してどれだ けの影響(インパクト)をもたらしたかという関連性を念 頭に置きつつ、施策や事業の評価を1年ごとに行い、見直 しを含めた改善を行うこと。都道府県は、この成果(アウ トカム)に向けた評価及び改善の仕組み(PDCAサイクル 等) を、政策循環の中に組み込んでいくことが重要であ る。施策の検討に当たっては、成果(アウトカム)と施策 の結果 (アウトプット) の関連性を明確にし、ロジックモ デル等のツールの活用を積極的に検討すること。また、当 該ロジックモデル等のツールを活用した評価を行い、必要 に応じてその結果を施策に反映することによりPDCAサイク ル等の実効性を確保すること。

以下、第2「内容」、第3「手順」、第4「連携の推進等」及び第5「評価等」において、医療体制の構築に当たって5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療に共通する事項を示すとともに、5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療のそれぞれの指針において、それぞれに特有の事項を示すので参考とされたい。

第2 内容

5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療のそれぞれについて、まず「1 医療体制の政策循環」を実現するため、「2 指標」を活用し、「3 必要となる医療機能」を明らかにした上で、「4 各医療機能を担う医療機関等の名称」及び「5 課題、数値目標及び施策の方向性」を記載する。

1 医療体制の政策循環

5疾病・5事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当 たっては、住民の健康状態や患者の状態といった成果(ア ウトカム)などを用いた評価を行うことが重要である。具 体的には、施策や事業を実施したことにより生じた結果 (アウトプット)が、成果(アウトカム)に対してどれだ けの影響(インパクト)をもたらしたかという関連性を念 頭に置きつつ、施策や事業の評価を1年ごとに行い、見直 しを含めた改善を行うこと。都道府県は、この成果(アウ トカム)に向けた評価及び改善の仕組み(PDCAサイクル 等) を、政策循環の中に組み込んでいくことが重要であ る。施策の検討に当たっては、成果(アウトカム)と施策 の結果(アウトプット)の関連性を明確にし、ロジックモ デル等のツールの活用を積極的に検討すること。また、当 該ロジックモデル等のツールを活用した評価を行い、必要 に応じてその結果を施策に反映することによりPDCAサイク ル等の実効性を確保すること。

(用語の定義)

- ・ 成果(アウトカム)施策や事業が対象にもたらした変化
- 結果(アウトプット)施策や事業を実施したことにより生じる結果
- ・ 影響 (インパクト)施策や事業のアウトプットによるアウトカムへの寄 与の程度
- ・ ロジックモデル 施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理 的な関係を体系的に図式化したもの(別添)

2 (略)

3 必要となる医療機能

例えば、脳卒中の場合に、急性期、回復期から維持期・ 生活期に至るまでの病期ごとの医療機能を明らかにするな ど、5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療のそれぞれについて明ら かにすること。

4 (略)

5 課題、数値目標及び施策の方向性

5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療のそれぞれの課題について、地域の実情に応じた数値目標を設定し、課題解決に向けた施策の方向性を記載すること。

数値目標の設定に当たっては、基本方針第十一に掲げる 諸計画等に定められる目標を勘案すること。

(用語の定義)

- 成果(アウトカム)施策や事業が対象にもたらした変化
- 結果(アウトプット)施策や事業を実施したことにより生じる結果
- 影響(インパクト)施策や事業のアウトプットによるアウトカムへの寄 与の程度
- ・ ロジックモデル 施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理 的な関係を体系的に図式化したもの(別添)

2 (略)

3 必要となる医療機能

例えば、脳卒中の場合に、急性期、回復期から維持期・ 生活期に至るまでの病期ごとの医療機能を明らかにするな ど、5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療のそれぞれについて明ら かにすること。

4 (略)

5 課題、数値目標及び施策の方向性

5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療のそれぞれの課題について、地域の実情に応じた数値目標を設定し、課題解決に向けた施策の方向性を記載すること。

数値目標の設定に当たっては、基本方針第十一に掲げる 諸計画等に定められる目標を勘案すること。

第3 手順

第3 手順

1 情報の収集

都道府県は、医療体制を構築するに当たって、患者動 向、医療資源及び医療連携等の医療体制に関する情報等を 収集し、現状を把握する必要がある。

医療提供体制等に関する情報のうち、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)について、指標間相互の関連性を踏まえ、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握すること。

なお、重点指標及び参考指標については、厚生労働科学研究「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」、厚生労働科学研究「糖尿病の実態把握と環境整備のための研究」及び厚生労働科学研究「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」の令和4年度研究報告書を参考とすること。

また、既存の統計・調査等のみでは現状把握ができない場合、医療施設・関係団体等に対する調査や患者・住民に対するアンケート調査、ヒアリング等、積極的に新たな調査を行うことが重要である。

(既存の統計・調査等の例)

- (1) 人口動態統計
- (2) 国民生活基礎調査
- (3) 患者調査
- (4) 国民健康·栄養調査
- (5) 衛生行政報告例
- (6) 介護保険事業状況報告調査
- (7) 病床機能報告
- (8) レセプト情報・特定健診等情報データベース (NDB)
- (9) 診断群分類 (DPC) データ

1 情報の収集

都道府県は、医療体制を構築するに当たって、患者動 向、医療資源及び医療連携等の医療体制に関する情報等を 収集し、現状を把握する必要がある。

医療提供体制等に関する情報のうち、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)について、指標間相互の関連性を踏まえ、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握すること。

なお、重点指標及び参考指標については、厚生労働科学研究「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」、厚生労働科学研究「糖尿病の実態把握と環境整備のための研究」及び厚生労働科学研究「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」の令和4年度研究報告書を参考とすること。

また、既存の統計・調査等のみでは現状把握ができない場合、医療施設・関係団体等に対する調査や患者・住民に対するアンケート調査、ヒアリング等、積極的に新たな調査を行うことが重要である。

(既存の統計・調査等の例)

- (1) 人口動熊統計
- (2) 国民生活基礎調査
- (3) 患者調査
- (4) 国民健康・栄養調査
- (5) 衛生行政報告例
- (6) 介護保険事業状況報告調査
- (7) 病床機能報告
- (8) レセプト情報・特定健診等情報データベース (NDB)
- (9) 診断群分類 (DPC) データ

- (10) 医療施設調査
- (11) 病院報告
- (12) 医師·歯科医師·薬剤師統計(旧:医師·歯科医師· 薬剤師調査)
- (13) 地域保健・健康増進事業報告
- (14) 介護サービス施設・事業所調査
- (15) 介護給付費等実態統計(旧:介護給付費等実態調査) 国においては、都道府県の課題解決に向けた評価及び改善の仕組みを効果的に機能させる取組を支援するため、5 疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれの指標を提供することとしているが、各都道府県の取組等を踏まえ、各指標を用いた各都道府県の現状の把握、新たな指標の検討、医療計画の評価手順のあり方の検討等も随時行っていくこととしている。

都道府県においても、地域の実情に応じて、他の指標との関連性を踏まえた独自の指標を開発していくことが望ましい。独自に開発した指標が全国で参考になると考えられる場合は、厚生労働省に報告されたい。

2 作業部会及び圏域連携会議の設置

都道府県は、法第72条に規定する都道府県医療審議会又は法第30条の23第1項に規定する地域医療対策協議会の下に、5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を構築するため、5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場(以下「作業部会」という。)を設置すること。また、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場(以下「圏域連携会議」という。)を設置すること。

- (10) 医療施設調查
- (11) 病院報告

している。

- (12) 医師·歯科医師·薬剤師統計(旧:医師·歯科医師· 薬剤師調查)
- (13) 地域保健・健康増進事業報告
- (14) 介護サービス施設・事業所調査
- (15) 介護給付費等実態統計(旧:介護給付費等実態調査) 国においては、都道府県の課題解決に向けた評価及び改善の仕組みを効果的に機能させる取組を支援するため、5 疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療のそれぞれの指標を提供することとしているが、各都道府県の取組等を踏まえ、各指標を用いた各都道府県の現状の把握、新たな指標の検討、医療計画の評価手順のあり方の検討等も随時行っていくことと

都道府県においても、地域の実情に応じて、他の指標との関連性を踏まえた独自の指標を開発していくことが望ましい。独自に開発した指標が全国で参考になると考えられる場合は、厚生労働省に報告されたい。

2 作業部会及び圏域連携会議の設置

都道府県は、法第72条に規定する都道府県医療審議会又は法第30条の23第1項に規定する地域医療対策協議会の下に、5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を構築するため、5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療のそれぞれについて協議する場(以下「作業部会」という。)を設置すること。また、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場(以下「圏域連携会議」という。)を設置すること。

協議に際しては、数値目標の設定やそれを達成するため の施策の実施により、地域格差が生じたり、患者・住民が 不利益を被ったりすることのないよう配慮すること。

なお、作業部会と圏域連携会議は、緊密に連携しながら 協議を進めることが重要である。

- (1) 作業部会
 - ① (略)
 - ② 内容

作業部会は、下記の事項について協議すること。

- ア 地域の医療資源の把握と現行の医療計画の評価
 - 「1 情報の収集」において把握した情報から、 地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を 確認する。また、患者動向等も加味して、地域にお いて不足している医療機能又は調整・整理が必要な 医療機能を明確にすること。特に、5疾病について は、まずは二次医療圏を基礎として医療資源を把握 すること。

あわせて、現行の医療計画において設定された課題及びそれに対する施策に加え、施策の中で実施した事業について整理を行うこと。その際、課題解決につながっていない施策や事業については、見直しを含む改善を行うこと。

イ 圏域の設定

上記アに基づき、圏域を検討・設定すること。その際、5疾病・<u>6事業</u>及び在宅医療に特有の重要事項に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。

ウ (略)

(2) 圏域連携会議

協議に際しては、数値目標の設定やそれを達成するため の施策の実施により、地域格差が生じたり、患者・住民が 不利益を被ったりすることのないよう配慮すること。

なお、作業部会と圏域連携会議は、緊密に連携しながら 協議を進めることが重要である。

- (1) 作業部会
 - ① (略)
 - ② 内容

作業部会は、下記の事項について協議すること。

ア 地域の医療資源の把握と現行の医療計画の評価 「1 情報の収集」において把握した情報から、 地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を 確認する。また、患者動向等も加味して、地域にお いて不足している医療機能又は調整・整理が必要な 医療機能を明確にすること。特に、5疾病について は、まずは二次医療圏を基礎として医療資源を把握 すること。

あわせて、現行の医療計画において設定された課題及びそれに対する施策に加え、施策の中で実施した事業について整理を行うこと。その際、課題解決につながっていない施策や事業については、見直しを含む改善を行うこと。

イ 圏域の設定

上記アに基づき、圏域を検討・設定すること。その際、5疾病・<u>5事業</u>及び在宅医療に特有の重要事項に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。

ウ (略)

(2) 圏域連携会議

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の 信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するも のである。

その際、保健所は、地域医師会等と連携して当会議を 主催し、医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業 所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

- ① 構成各医療機能を担う全ての関係者
- ② 内容

以下のアからウについて、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定すること。また、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行うこと。

- ア 医療連携の必要性について認識
- イ 医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に 関する情報
- ウ 当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術 に関する情報

 $3 \sim 5$ (略)

第4・第5 (略)

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の 信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するも のである。

その際、保健所は、地域医師会等と連携して当会議を 主催し、医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業 所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

- ① 構成各医療機能を担う全ての関係者
- ② 内容

以下のアからウについて、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定すること。また、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行うこと。

- ア 医療連携の必要性について認識
- イ 医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に 関する情報
- ウ 当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術 に関する情報

 $3 \sim 5$ (略)

第4・第5 (略)

がんの医療体制構築に係る指針

(略)

がんの治療は、がん診療連携拠点病院等(以下この指針において「拠点病院等」という。)やその他のがん診療に係る医療機関において、個々のがんの種類や進行度に応じて、手術療法、放射線療法、薬物療法や、これらを組み合わせた集学的治療等が実施される。

(略)

第1 がんの現状

(略)

1 がんの疫学

(略)

1年間に新たにがんに<u>罹患する</u>者は約99万人以上であり、生涯のうちにがんに<u>罹患する</u>可能性はおよそ2人に1人と推計されている。

(略)

2 (略)

- 3 がんの医療
- (1) (略)
- (2) がん治療

がんの治療については、がんの種類や病態に応じて、 手術療法、放射線療法<u></u>薬物療法<u>や、</u>これらを組み合わ せた集学的治療等が行われる。

(略)

 $(3) \sim (6)$ (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

がんの医療体制構築に係る指針

(略)

がんの治療は、がん診療連携拠点病院等(以下この指針において「拠点病院等」という。)やその他のがん診療に係る医療機関において、個々のがんの種類や進行度に応じて、手術療法、放射線療法及び薬物療法又はこれらを組み合わせた集学的治療等が実施される。

(略)

第1 がんの現状

(略)

がんの疫学
 (略)

1年間に新たにがんに<u>かかる</u>者は約99万人以上であり、生涯のうちにがんに<u>罹る</u>可能性はおよそ2人に1人と推計されている。

(略)

- 2 (略)
- 3 がんの医療
- (1) (略)
- (2) がん治療

がんの治療については、がんの種類や病態に応じて、 手術療法、放射線療法<u>及び</u>薬物療法<u>又は</u>これらを組み合 わせた集学的治療等が行われる。

(略)

 $(3) \sim (6)$ (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

1 目指すべき方向

(略)

- (1) 手術療法、放射線療法、薬物療法や、これらを組み合わせた集学的治療等が実施可能な体制
 - ① 進行・再発といった様々ながんの病態に応じ、手術療法、放射線療法、薬物療法や、これらを組み合わせた 集学的治療の実施

② • ③ (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

2 各医療機能と連携

(略)

- (1) (略)
- (2) がん診療機能【治療】
 - 目標

(略)

・ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法、薬物療法<u>や、</u>これらを組み合わせた集学 的治療等を実施すること

(略)

- ② 医療機関に求められる事項 (略)
 - ・ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法、薬物療法や、これらを組み合わせた集学的治療等が実施可能であること

(略)

③ (略)

(3) (略)

1 目指すべき方向 (略)

- (1) 手術療法、放射線療法<u>及び</u>薬物療法<u>又は</u>これらを組み 合わせた集学的治療等が実施可能な体制
 - ① 進行・再発といった様々ながんの病態に応じ、手術療法、放射線療法及び薬物療法又はこれらを組み合わせた集学的治療の実施

②•③ (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

2 各医療機能と連携

(略)

- (1) (略)
- (2) がん診療機能【治療】
 - 目標
 (略)
 - ・ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法<u>及び</u>薬物療法<u>又は</u>これらを組み合わせた集 学的治療等を実施すること (略)
 - ② 医療機関に求められる事項 (略)
 - ・ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法<u>及び</u>薬物療法<u>又は</u>これらを組み合わせた集 学的治療等が実施可能であること

(略)

③ (略)

(3) (略)

第3 (略)

脳卒中の医療体制構築に係る指針

(略)

- 第1・第2 (略)
- 第3 構築の具体的な手順
 - 1 (略)
 - 2 圏域の設定
 - (1) (2) (略)
 - (3) 圏域を設定するに当たっては、脳梗塞に対する超急性期の再開通治療の有用性が確認されている現状に鑑みて、それらの恩恵を住民ができる限り公平に享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。
 - (4) (略)
 - $3 \sim 8$ (略)

脳卒中の医療体制構築に係る指針

(略)

- 第1・第2 (略)
- 第3 構築の具体的な手順
 - 1 (略)
 - 2 圏域の設定
 - (1) (2) (略)
 - (3) 圏域を設定するに当たっては、脳梗塞に対する超急性期の再開通治療の有用性が確認されている現状に鑑みて、それらの恩恵を住民ができる限り公平に享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制<u>n</u>実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。

(4) (略)

 $3 \sim 8$ (略)

糖尿病の医療体制構築に係る指針

(略)

第1 (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

- 1 (略)
- 2 各医療機能と連携 (略)
- (1) ~(6) (略)
- (7) 地域や職域と連携する機能【連携】
 - ① (略)
 - ② 医療機関に求められる事項 (略)
 - ・ 健診受診後の受診勧奨により医療機関を受診した対象者に対し、検査、治療、指導等の適切な対応を行う等、糖尿病の発症予防の取組と連携した医療を行うこと

(略)

- ③ (略)
- (8) (略)

第3 (略)

糖尿病の医療体制構築に係る指針

(略)

第1 (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

- 1 (略)
- 2 各医療機能と連携 (略)
- (1) ~ (6) (略)
- (7) 地域や職域と連携する機能【連携】
 - ① (略)
 - ② 医療機関に求められる事項 (略)
 - ・ 健診受診後の受診勧奨により医療機関を受診した対象者に対し、検査、治療<u>及び</u>指導等の適切な対応を行う等、糖尿病の発症予防の取組と連携した医療を行うこと

(略)

- ③ (略)
- (8) (略)

第3 (略)

精神疾患の医療体制の構築に係る指針

(略)

第1 精神疾患の現状

- 1 現状・課題
 - (1)~(10) (略)
 - (11) 身体合併症

(基本情報)

(略)

(政策動向)

(略)

また、新型コロナウイルス感染症<u>を含めた</u>新興感染症について、定期的に外来を受診又は在宅医療を受けている精神疾患を有する患者が新興感染症に罹患した場合や、精神病床に入院した患者が新興感染症に罹患した場合等に対応が可能な医療機関を明確にする必要がある。

(略)

- (12) (略)
- (13) 災害精神医療
 - ① 災害派遣精神医療チーム (DPAT: Disaster

Psychiatric Assistance Team)

(基本情報)

(略)

(政策動向)

(略)

(医療提供体制に関する検討課題)

第8次医療計画においては、災害精神医療に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、災害精神医療に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県

精神疾患の医療体制の構築に係る指針

(略)

第1 精神疾患の現状

- 1 現状・課題
 - $(1) \sim (10)$ (略)
 - (11) 身体合併症

(基本情報)

(略)

(政策動向)

(略)

また、新型コロナウイルス感染症<u>をはじめとした</u>新 興感染症について、定期的に外来を受診又は在宅医療 を受けている精神疾患を有する患者が新興感染症に罹 患した場合や、精神病床に入院した患者が新興感染症 に罹患した場合等に対応が可能な医療機関を明確にす る必要がある。

(略)

- (12) (略)
- (13) 災害精神医療
 - ① 災害派遣精神医療チーム (DPAT: Disaster

Psychiatric Assistance Team)

(基本情報)

(略)

(政策動向)

(略)

(医療提供体制に関する検討課題)

第8次医療計画においては、災害精神医療に対応できる医療機関を明確にする必要がある。また、災害精神医療に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県

連携拠点機能の強化を図る必要がある。その際、「DPAT 体制整備事業」を参考にしつつ、「DPAT 先遣隊登録機関」を活用すること。なお、検討に当たっては、DPAT の業務として、令和4年12月に成立した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(令和4年法律第96号。以下「令和4年改正法」という。)におけるDPAT の法定化の施行に向け、新興感染症への対応が明確にされることも踏まえること。

また、都道府県で災害精神医療について検討するに当たっては、別表5に示す指標例に関連して、「DPAT 先遣隊登録機関数」について現状を把握した上で課題を検討し、目標を設定することが望ましい。

連携拠点機能の強化を図る必要がある。その際、「DPAT 体制整備事業」を参考にしつつ、「DPAT 先遣隊登録機関」を活用すること。なお、検討に当たっては、DPAT の業務として、令和4年12月に成立した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(令和4年法律第96号。以下「令和4年改正法」という。)におけるDPAT の法定化の施行に向け、新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症への対応が明確にされることも踏まえること。

また、都道府県で災害精神医療について検討するに当たっては、別表5に示す指標例に関連して、「DPAT 先遣隊登録機関数」について現状を把握した上で課題を検討し、目標を設定することが望ましい。

救急医療の体制構築に係る指針

(略)

第1 救急医療の現状

- 1 (略)
- 2 救急医療の提供体制 救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりとなってい る。
- (1) 医療機関の受診や救急車の要請に迷う場合の相談機能 近年の救急搬送人員の増加に伴い、総務省消防庁にお いては、救急車等のより適切な利用を促すための啓発活 動の一環として、「救急車利用マニュアル」や「救急受 診ガイド」等を活用して国民の理解を求めるほか、傷病 の緊急度に応じた適切な救急対応について相談に応じる 「救急安心センター事業(#7119)」を実施しており、 厚生労働省と連携し全国展開に向けた普及活動を進めて いる。

(略)

- (2) 病院前救護活動
 - ①·② (略)
 - ③ 搬送手段の多様化とその選択 従来の救急車に加え、ドクターカーや救急医療用へ リコプター(ドクターヘリ)*、消防防災へリコプタ 一等の活用が広まりつつある。

ヘリコプターによる救急搬送については、ドクター ヘリが 46 <u>都道府県</u> 56 機 (令和 4 年 4 月現在)で運用 され、その出動件数は年間 29 千件 (平成 30 年度)に 上る。また、消防防災ヘリコプターについても全国で 76 機 (令和 3 年 11 月現在)が運用され、救急搬送の ために年間 2.4 千件近く出動している。都道府県によっては、より効率的なドクターヘリの運航を行うた

救急医療の体制構築に係る指針

(略)

第1 救急医療の現状

- 1 (略)
- 2 救急医療の提供体制 救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりとなってい る。
- (1) 医療機関の受診や救急車の要請に迷う場合の相談機能 近年の救急搬送人員の増加に伴い、総務省消防庁にお いては、救急車等のより適切な利用を促すための啓発活 動の一環として、「救急車利用マニュアル」や「救急受 診ガイド」等を活用して国民の理解を求めるほか、傷病 の緊急度に応じた適切な救急対応について相談に応じる 「救急安心センター事業(#7119)」を実施しており、 厚生労働省と連携し全国展開に<u>むけた</u>普及活動を進めて いる。

(略)

- (2) 病院前救護活動
 - ① ② (略)
 - ③ 搬送手段の多様化とその選択 従来の救急車に加え、ドクターカーや救急医療用へ リコプター(ドクターヘリ)*、消防防災へリコプタ 一等の活用が広まりつつある。

ヘリコプターによる救急搬送については、ドクター ヘリが 46 道府県 56 機 (令和 4 年 4 月現在) で運用され、その出動件数は年間 29 千件 (平成 30 年度) に上る。また、消防防災ヘリコプターについても全国で 76 機 (令和 3 年 11 月現在) が運用され、救急搬送のために年間 2.4 千件近く出動している。都道府県によっては、より効率的なドクターヘリの運航を行うため、 め、近隣都道府県と協議し、ドクターへリが都道府県 境を越えて運航する広域連携が行われている。

今後も、緊急度が高く、患者の治療を行う医療機関への搬送が長距離におよぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。

※ 救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ) 救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に 果たす役割の重要性<u>に鑑み</u>、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図ることを目的に、 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保 に関する特別措置法(平成19年法律第103号) が、平成19年6月27日に施行された。 (略)

④ (略)

 $(1) \sim (5)$ (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

1 目指すべき方向 (略)

- $(1) \sim (5)$ (略)
- (6) 新興感染症の発生・まん延時における救急医療 ①~④ (略)
 - ⑤ いったん患者を幅広く受け入れ、必要な初療を行った上で、入院が必要な際には他の医療機関に転院させる外来機能に特化した医療機関の整備や、患者や医療人材を集めて対応する大規模な医療機関の整備、第二次救急医療機関や第三次救急医療機関に患者を分散して対応する体制等、地域の実情に応じて、精神疾患を有する患者、障害者、小児、妊婦、透析患者等、特に

近隣都道府県と協議し、ドクターへリが都道府県境を越えて運航する広域連携が行われている。

今後も、緊急度が高く、患者の治療を行う医療機関への搬送が長距離におよぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。

※ 救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ) 救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に 果たす役割の重要性<u>をかんがみ</u>、ドクターヘリを 用いた救急医療の全国的な確保を図ることを目的 に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の 確保に関する特別措置法(平成19年法律第103 号)が、平成19年6月27日に施行された。 (略)

④ (略)

 $(1) \sim (5)$ (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

1 目指すべき方向 (略)

 $(1) \sim (5)$ (略)

- (6) 新興感染症の発生・まん延時における救急医療 ①~④ (略)
 - ⑤ いったん患者を幅広く受け入れ、必要な初療を行った上で、入院が必要な際には他の医療機関に転院させる外来機能に特化した医療機関の整備や、患者や医療人材を集めて対応する大規模な医療機関の整備、第二次救急医療機関や第三次救急医療機関に患者を分散して対応する体制等、地域の実情に応じて、精神疾患を有する患者、障害者、小児、妊婦、透析患者等、特に

	配慮を要する患者を含め患者等を受け入れる医療機関 をあらかじめ検討し、新興感染症の発生・まん延時の 患者の受入れに対応できる体制		配慮を要する患者を含め患者等を受け入れる医療機関をあらかじめ検討し、新興感染症の発生・まん延時 <u>、</u> の患者の受入れに対応できる体制
2	(略)	2	(略)
第 3	(略)	第 3	(略)

災害時における医療体制の構築に係る指針

(略)

第1 災害医療の現状

- 1 (略)
- 2 災害医療の提供 (略)
- (1) (2) (略)
- (3) 災害派遣医療チーム (DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

(略)

平成28年熊本地震では、4月14日の最大震度7の地震の発生時は、熊本県及び九州地域のDMATに派遣を要請し、4月16日の最大震度7の地震の発生時は、全国のDMATに派遣を要請し、計466チームが活動(平成28年4月17日時点)した。

(略)

 $(4) \sim (12)$ (略)

第2・第3 (略)

災害時における医療体制の構築に係る指針

(略)

第1 災害医療の現状

- 1 (略)
- 2 災害医療の提供 (略)
- (1) (2) (略)
- (3) 災害派遣医療チーム (DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

(略)

平成28年熊本地震では、4月14日の最大震度7の地震の発生時は、熊本県及び九州地域のDMATに派遣を要請し、4月16日の最大震度7の地震の発生時は、全国のDMATに派遣を要請し、計466チームが活動(平成28年4月17日時点)が出動した。

(略)

 $(4) \sim (12)$ (略)

第2・第3 (略)

新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築に係る指針

「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症」(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症といい、以下「新興感染症」という。)がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療(以下「新興感染症発生・まん延時における医療」という。)については、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応を念頭に、まずはその最大規模の体制を目指す。感染症法に基づく都道府県と医療機関との協定締結等を通じ、平時から地域における役割分担を踏まえた新興感染症に対応する医療及び新興感染症以外の通常医療の提供体制の確保を図ることとする。

本指針では、「第1 新興感染症発生・まん延時における医療の現状」で新型コロナウイルス感染症の対応の振り返りを行い、次に、「第2 医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築するのかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3 構築の具体的な手順」に即して、地域の現状を把握・分析し、また各医療機関に求められる機能を理解した上で、機能を担う関係機関とさらにそれらの関係機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価を行えるようにすること。

第1 新興感染症発生・まん延時における医療の現状

1 新型コロナウイルス感染症への対応 新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制については、以下の(参照)に掲げる事務連絡等により、各都 道府県において「保健・医療提供体制確保計画」(うち

(新設)

「病床確保計画」)等を策定し、病床確保や発熱外来の確保等を進めてきたところである。他方、行政による事前の準備が十分でなかったため、全国的な感染拡大による急速な医療ニーズの増大に直面し、それぞれの地域において、通常医療との両立を含め機能する保健医療提供体制を早急に構築することが求められる中で、平時から入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化と連携を図ることにより、地域医療全体を視野に入れて必要な医療を連携やネットワークにより提供していくことの重要性が改めて認識された。

このほか、「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの 取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題に ついて」(2022年6月15日新型コロナウイルス感染症対応 に関する有識者会議)において、例えば、以下の課題も指 摘されていたところである。

- ・ 感染症患者の専用病床を有する感染症指定医療機関だけでは新型コロナウイルス感染症の入院患者を受けきれず、一般の病院ががん治療をはじめとする通常医療を制限してでも病床確保をする必要が生じたが、そうした事態を想定した入院調整、救急搬送、院内ゾーニングを含めた具体的な訓練は行われていなかったため、体制の立ち上げに時間がかかった。
- ・ 感染拡大初期において、感染症指定医療機関以外に新型コロナウイルス感染症の特性も明らかではない時期から対応する医療機関、ウイルスの特性が明らかになってきた後に対応する医療機関との役割が平時から明確ではなく、地域によって役割の調整が困難であった。
- ・ 感染拡大する中で、都道府県が病床等の確保計画を立 案したが、新型コロナウイルス感染症の特性が明らかに なった後においても、医療機関との認識のずれや医療人

材の確保の困難さなどから、地域によっては病床確保や 発熱外来等の医療体制が十分に確保できないことがあっ た。

・ 感染が急速に拡大した地域では、病床を確保するために、医療人材(特に看護師)をその医療機関の外部から確保する必要が生じる場合があったが、災害派遣の仕組みはあっても全国的に感染拡大した場合の人材派遣の仕組みがないために、知事会、自衛隊、厚生労働省、看護協会などが改めて、派遣元との調整を行うことがぎりぎりまで必要になった。

(参照)

- ・「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和 2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推 進本部事務連絡)
- ・「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和3年3月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」(令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化について」(令和4年4月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

- ・「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について(依頼)」(令和4年10月17日付け(令和4年11月4日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡)
- ・「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について」 (令和4年11月21日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

2 新興感染症医療の提供体制

通常医療よりも多くの医療人材を必要とする新興感染症 医療を行うためには、医療資源を再配置する必要がある。 特に、感染症法に基づく入院勧告・措置は、通常、医療機 関と患者との間の合意により提供される医療に行政が介入 する仕組みであり、病床の確保に加え、入院調整や移送な ども必要となるため、次の感染症発生・まん延時を考えれ ば、平時から関係者間の情報共有やきめ細かい調整、役割 分担・連携が必須となる。また、かかりつけ医等の地域で 身近な医療機関等に相談・受診できる体制の整備や、地域 医療連携の強化を図ることも重要である。

「1 新型コロナウイルス感染症への対応」で述べたような新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、限られた医療資源が適切に配分されるよう、各地域で平時より、医療機能の分化、感染症発生・まん延時の役割の明確化を図るとともに、健康危機管理を担当する医師及び看護師を養成してネットワーク化しておくことや実践的な訓練をはじめとした平時からの備えを確実に行うことにより、危機時に医療機関や医師、看護師等の行動がその役割に沿って確実に実行されるよう、都道府県と医療機関で平時に

協定を締結する仕組み等を法定化したところであり、平時から地域における役割分担を踏まえた新興感染症に対応する医療及び新興感染症以外の通常医療の提供体制の確保を図ることとする。

第2 医療体制の構築に必要な事項

1 目指すべき方向

前記「第1 新興感染症発生・まん延時における医療の 現状」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の対応を念頭 に、まずは当該対応での最大規模の体制を目指すこと。

また、構築に当たっては、感染症法第10条第1項に規定する予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第1項に規定する都道府県行動計画との整合性を確保し、地域の実情に応じて、医療機関が地域の関係機関と連携して感染症への対応を行うことができるよう、必要に応じて感染症法第10条の2第1項に規定する連携協議会を活用することも重要である。

国は、新興感染症の発生後、改正感染症法に基づく発生の公表(※)前においても、都道府県と医療機関との間の調整や準備に資するよう、感染症指定医療機関等を通じ、当該医療機関の実際の対応に基づいた対応方法を含め、国内外の最新の知見を収集し、随時都道府県及び医療機関等に周知を行う。また、新興感染症の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、また、感染症対策物質の取得状況などが、事前の想定とは大きく異なる場合は、国がその判断を行い、機動的に対応する。なお、国は、当該知見について、随時更新の上、情報提供する。

(※)全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある等の新興感染症が発生した旨の公表(新興感染症に位置付ける旨の公表)

2 各医療機能と連携

前記「第1 新興感染症発生・まん延時における医療の現状」を踏まえ、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制に求められる医療機能を下記(1)から(5)までに示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定すること。

- (1) 新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能(病床確保)
 - ① 目標
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大規模 の体制(確保病床数、重症者用確保病床数 (※)を 目指すこと
 - (※) 令和4年12月時点で、全国で約5.1万床(約3,000医療機関(うち重点医療機関は約2,000)
 - ・ 流行初期から、新型コロナ発生から約1年後の2020年冬の新型コロナ入院患者(全国で約1.5万人、うち重症者数約1.5千人)の規模に対応すること。その際、新型コロナ対応においては、例えば総病床数400床以上の重点医療機関(約500機関)で約1.9万床の対応規模があったことを参考に、流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結する医療機関については、このように一定規模の対応を行う医療機関から確保していくこと。
 - 新型コロナウイルス感染症対応での実績を参考に、 地域の実情に応じて、精神疾患を有する患者、妊産 婦、小児、透析患者、障害児者、認知症患者、がん患

者、外国人等、特に配慮が必要な患者を受け入れる病 床の確保を行うこと

- ・ 新興感染症の発生時からの対応として、まずは、特 定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及 び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対 応する体制を構築すること
- ・ 感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエン ザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた後の流行 初期の一定期間(3か月を基本とした必要最小限の期間)には、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指 定医療機関及び第二種感染症指定医療機関が流行初期 医療確保措置の対象となる医療措置協定に基づく対応 も含め、引き続き対応を行うとともに、当該感染症指 定医療機関以外の流行初期医療確保措置の対象となる 医療措置協定を締結した医療機関も中心に対応してい く体制を構築すること
- ・ 当該一定期間の経過後は、流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結した医療機関等の新興感染症の発生等の公表以降対応している医療機関に加え、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等(※)(公的医療機関等以外の医療機関のうち新興感染症に対応することができる医療機関を含む。)も中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していく体制を構築すること
 - (※)公的医療機関等とは、医療法第7条の2第1項 各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人 国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及 び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生

労働省令で定めるもの並びに地域医療支援病院(同法第4条第1項の地域医療支援病院をいう)及び特定機能病院(同法第4条の2第1項の特定機能病院をいう。)のことをいう。

- ② 医療機関に求められる事項
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の重点医療機関の施設要件も参考に、確保している病床であって、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能で、また、都道府県からの要請後速やかに(2週間以内を目途に)即応病床化する(この際、国は、随時収集した知見等について、都道府県及び医療機関に対して周知を行い、実質的な準備期間の確保に努める)ほか、関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施し、入院医療を行うことを基本とすること
- ・ 流行初期医療確保措置の対象となる協定(入院に係るものに限る。)を締結する医療機関の基準は、
 - ア 感染症発生・まん延時に入院患者を受け入れる病 床を一定数 (例えば30床) 以上確保し継続して対応 できること
 - イ 新興感染症の発生の公表後、都道府県知事の要請 後速やかに(1週間以内を目途に)即応病床化する こと(この際、国は、発生の公表前においても、感 染発生早期から、知見等を収集し、都道府県及び医 療機関に対して周知を行い、実質的な準備期間の確 保に努める。)
 - ウ 病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への 対応について、後方支援を行う医療機関との連携も 含め、あらかじめ確認を行うこと

を基本とすること。ただし、実際に流行初期医療確保 措置の対象とすべき協定に基づく措置を講じたかどう かを判断する都道府県において、これらを基本としつ つも、地域の実情に応じて、通常医療の確保を図るた めにも、柔軟に当該協定を締結すること

- ・ 確保病床を稼働(即応化)させるためには、医療従事者の確保も重要であり、協定締結医療機関は、自院の医療従事者への訓練・研修等を通じ、対応能力を高めること。例えば、新興感染症発生・まん延時に新興感染症患者の入院を受け入れる病床を確保するため、都道府県からの要請後、どのようにシフトを調整するか等の対応の流れを点検することなども考えられること
- ・ 新興感染症の発生時から中心となって対応する感染 症指定医療機関は、新興感染症についての知見の収集 及び分析を行うこと
- ・ 重症者用病床の確保に当たっては、重症の感染症患者に使用する人工呼吸器等の設備や、当該患者に対応する医療従事者(人工呼吸器に関する講習受講や、集中治療室当における勤務ローテーションによる治療の経験を有する医療従事者)の確保に留意すること
- ・ 重症者病床の確保に伴い、患者の生命に重大な影響が及ぶおそれのある通常医療(例えば、脳卒中や急性心筋梗塞、術後に集中治療が必要となる手術等)が制限される場合も考えられることから、後方支援を行う医療機関との連携体制も重要であること
- ・ 特に配慮が必要な患者の病床確保に当たっては、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定や、関係機関等との連携など、新型コロナウイルス感染症対応で周知してきた各特性に応じた体制確保等についての内容

のほか、国や都道府県から周知等される必要となる配 慮等を踏まえて確保すること

- ・ 新興感染症の疑い患者については、その他の患者と接触しないよう、独立した動線等を要することから、新型コロナウイルス感染症の対応に当たっての協力医療機関の個室等の施設要件も参考に、病床の確保を図ること
- (2) 新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能(発熱 外来)
 - ① 目標
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大規模 の体制(診療・検査医療機関数(※))を目指すこと (※)令和4年12月時点で、全国で診療・検査医療機 関:4.2万か所
 - ・ 流行初期から新型コロナウイルス感染症発生後約1年の2020年冬の新型コロナウイルス感染症の患者(全国で約3.3万人)の規模に対応する体制とすること。その際、新型コロナ対応においては、例えば総病床数200床以上で新型コロナ患者が入院可能な診療・検査医療機関(約1500機関)で約3.3万人の対応規模があったことを参考に、流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結する医療機関については、このように一定規模の対応を行う医療機関から確保していくことを目安とすること
 - ② 医療機関に求められる事項
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応の診療・検査医療機 関の施設要件も参考に、発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。)を設けた上で、予め

発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の 医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる 体制を有するほか、関係学会等の最新の知見に基づく ガイドライン等を参考に、院内感染対策(ゾーニン グ、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等) を適切に実施し、発熱外来を行うことを基本とすること

- ・ 発熱外来を行うに当たっては、地域の医師会等の関係者と協力した取組を行い、また、例えば地域の医師会等によるセンター方式による発熱外来の整備等に取り組むこと
- ・ 流行初期医療確保措置の対象となる協定(発熱外来 に係るものに限る。)を締結する医療機関の基準は、 ア 流行初期から一定数(例えば20人/日)以上の発 熱患者を診察できること
 - イ 発生の公表後、都道府県知事の要請後速やかに (1週間以内を目途に)発熱外来を開始すること (この際、国は、発生の公表前においても、感染発 生早期から、知見等を収集し、都道府県及び医療機 関に対して周知を行い、実質的な準備期間の確保に 努める。)

を基本とすること。ただし、実際に流行初期医療確保 措置の対象とすべき協定に基づく措置を講じたかどう かを判断する都道府県において、これらを基本としつ つも、地域の実情に応じて、通常医療の確保を図るた めにも、柔軟に当該協定を締結すること

・ 救急医療機関においては、入院が必要な疑い患者の 救急搬送等が想定されることから、受入れ先が確保さ れるよう、都道府県において二次救急医療機関等との 入院・発熱外来に係る協定締結について検討すること

- 地域の診療所が新興感染症医療を行うことができる 場合は、可能な限り協定を締結することとし、また、 新興感染症医療以外の通常医療を担う診療所も含め、 日頃から患者のことをよく知る医師、診療所等と、新 興感染症医療を担う医療機関が連携することが重要で あること
- ・ 地域の診療所が新興感染症医療以外の通常医療を担っている場合は、患者からの相談に応じ発熱外来等の適切な受診先の案内に努めること。その際は、当該患者に対して、自身の基礎疾患等や、受けている治療内容、当該診療所での受診歴などの情報を当該受診先に伝えることや、お薬手帳を活用することなど助言すること。また、当該受診先は、オンライン資格確認等システム等を活用して、マイナンバーカードを持参した患者の同意を得て、診療・薬剤情報等を確認することにより、より正確な情報に基づいた当該患者に合った医療を提供することが可能となること
- (3) 居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する機能(自宅療養者等への医療の提供)
 - ① 目標
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大規模 の体制(※)を目指すこと(居宅等で療養する新興感 染症患者とは、自宅・宿泊療養者・高齢者施設等での 療養者等をいい、医療機関とは、病院及び診療所のほ か、薬局及び訪問看護事業所を含む。)
 - ・ 電話・オンライン診療、往診等、訪問看護の別に目標設定すること
 - (※) 令和4年12月時点で、全国で、健康観察・診療 医療機関:約2.7万医療機関、自宅療養者等のフォ

ローを行う薬局:約2.7万箇所、訪問看護ステーション:約2.8千箇所

- ② 医療機関に求められる事項
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応と同様、病院・診療 所は、地域医師会等の関係者と連携・協力した体制整 備を行い、必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携 し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往 診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行 うこと
- ・ 自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等 へ適切につなぐこと
- ・ 診療所等と救急医療機関との連携も重要であること
- ・ 関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を 参考に、感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の 着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施し、医療の 提供を行うことを基本とすること
- ・ 患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容態の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと
- ・ 高齢者施設・障害者施設等の入所者が施設内で療養する際、必要な場合に医師や看護師による往診・派遣等の医療を確保できる体制とすることは重要であり、 医療従事者の施設への往診・派遣等の必要な対応を行うこと
- (4) 新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する機能 (後方支援)
 - 目標

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大規模 の体制(後方支援医療機関機関数 (※))を目指す こと
 - (※) 令和4年12月時点で、全国で約3.7千機関
- ・ 後方支援を行う協定締結医療機関数は、病床確保の 協定締結医療機関の新興感染症対応能力の拡大のため にも、その数を上回ることを目指すこと
- ② 医療機関に求められる事項
- ・ 通常医療の確保のため、ア 特に流行初期の感染症 患者以外の患者の受入やイ 感染症から回復後に入院 が必要な患者の転院の受入を行うこと
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応での実績を参考に、 自治体や都道府県医師会、都道府県病院団体及び支部 による協議会や、既存の関係団体間連携の枠組み等と 連携した上で、感染症患者以外の受入を進めること
- (5) 新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する機能(医療人材派遣)
 - ① 目標
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大規模 の体制(※)を目指すこと
 - (※) 令和4年12月時点で、全国で約2.7千医療機関: 医師約2.1千人、看護師約4千人
 - ② 医療機関に求められる事項
 - ・ 医療人材派遣の協定締結医療機関は、自機関の医療 従事者への訓練・研修等を通じ、対応能力を高めること

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制を構築するに当たって、(1)に示す項目を参考に、新型コロナウイルス感染症対応への対応の状況について振り返り、把握すること。

さらに、(2)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセスごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握すること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応の状況
 - 新型コロナウイルス感染症の感染者数、外来受診者数、入院患者数等、重症患者数
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の「保健・医療提供体制 確保計画」(令和4年12月時点ほか)

(2) 指標による現状把握

別表8に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチ ャー・プロセスごとに分類された指標例により、地域の 医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載 すること。その際、感染症法に基づく予防計画における 数値目標となる項目と同一のもの(重点指標)について は、把握の方法や、目標の立て方について、「課長通 知」の別添「都道府県、保健所設置市及び特別区におけ る予防計画作成のための手引き」(令和4年度厚生労働 科学研究「公衆衛生体制の見直しと新たな体制構築のた めの政策研究」)を参照されたい。そのほか、国が提供 するデータや独自調査データ、データの解析等により入 手可能な指標(参考指標)にも留意して、把握するこ と。なお、現状の把握において、令和5年度の時点で は、都道府県が医療機関と協定を締結していないことか ら、新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等の 取組の現状を把握し活用すること。

なお、別表8に記載のとおり、以下の項目については、今後把握が望ましいが現時点では把握が困難と指摘されており、中間見直しの際に把握・活用することを想定する。

- ・ 流行初期医療確保措置付きの病床確保協定を締結する医療機関における、後方支援についての協定締結医療機関と連携している医療機関数
- ・ 病床確保の協定を締結する医療機関における、院内 清掃、寝具類洗濯、及び患者等給食の各業務(委託業 者が実施する場合を含む)において、それぞれの担当 者が1名以上新興感染症対応についての研修を修了し ている医療機関数
- ・ 派遣可能人材のうち新興感染症に関する研修を受講 した人数 (職種毎)
- ・ 自治体が実施する関係機関による新興感染症患者の 移送・受入についての連携訓練の参加医療機関数

2 圏域の設定

各都道府県内のそれぞれの地域において必要な診療を受けられるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、例えば、 重症患者や特別な配慮が必要な患者への対応等については 都道府県単位で確保するなど、地域の実情に応じて柔軟に 体制を構築すること。

(参考)新型コロナウイルス感染症対応においては、例えば、診療・検査医療機関の前身である帰国者・接触者外来については 二次医療圏ごとに設置を求めており、発生初期段階から都道府 県内のそれぞれの地域において必要な診療を受けられるように 取り組まれてきた一方で、病床確保については、各都道府県内 での確保を基本としつつ、各地域の実情に応じて柔軟に設定さ れてきた。

3 連携の検討

(1) 都道府県は、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制を構築するに当たって、新興感染症の発生動向に応じて各機能が確保され、患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療が提供されるよう、また、新興感染症医療以外の通常医療提供体制もあわせて確保されるよう、さらに、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮すること。

新型コロナウイルス感染症の対応の際の連携体制を参考に、入院体制の検討に当たっては、地域医師会や病院団体等とも連携し、また、発熱外来体制の検討に当たっては、地域医師会等とも連携して医療提供体制の確保の検討を行うこと。

- (2) 新興感染症発生・まん延時において確保した病床に 円滑に患者が入院できるようにするため、都道府県において、連携協議会等を活用し保健所や医療機関、消防機 関、高齢者施設等との連携強化を図ること。また、都道 府県は、保健所設置市等に対する平時からの体制整備等 に係る総合調整権限や、感染症発生・まん延時の指示権 限を適切に行使しながら、円滑な入院調整体制の構築、 実施を図ること。
- (3) 病床がひっ迫するおそれがある際には、新型コロナウイルス感染症対応での実績を参考に、国は、入院対象者の基本的な考え方(例えば、重症患者や、中等症以下の患者の中で特に重症化リスクの高い者など入院治療が必要な患者を優先的に入院させるなど)について示し、都道府県は、地域での感染拡大のフェーズなどの実情に応じ、地域の関係者間で、その考え方も参考に、入院対象者等の範囲を明確にしながら、患者の療養先の振り分

けや入院調整を行う。この際、地域の関係者間でリアルタイムで受入可能病床情報の共有を行うWebシステムの構築等の取組も参考とする。

(4) 特に配慮が必要な患者の病床確保に当たっては、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定や、関係機関等との連携など、新型コロナウイルス感染症対応で周知してきた各特性に応じた体制確保等を踏まえて体制構築を図ること。

例えば、具体的には、

- ① 精神疾患を有する患者への対応において、新興感染症に罹患した場合の対応可能な医療機関をあらかじめ明確にしておく。その際、精神疾患及び新興感染症それぞれの重症度等も考慮した上で、連携医療機関の確保・調整を行っておく。特に、措置入院患者が感染した場合や入院患者が新興感染症により重症化した場合を想定して、感染症対応が可能な指定病院等の確保・調整を行っておく。精神科救急について、精神科救急医療体制整備事業における医療提供体制の整備において、新興感染症への対応を含めた体制整備を図る。
- ② 産科的緊急処置が必要な妊産婦の受入れにおいて、これを行う医療機関を確実に設定するとともに、当該 医療機関に妊産婦が集中することの軽減策を講じることにより、必要な体制の確保を図る。あわせて、当該 医療機関のリスト及び空き病床状況について、消防防 災主管部局等を通じて各消防機関に共有する。
- ③ 小児への対応において、新興感染症により、地域によっては小児医療のひっ迫が生じることが想定されることから、関係者と小児医療体制について改めて確認する等により、医療需要が増加した場合も含め、確実な体制の確保を図る。

- ④ 透析患者への対応において、透析治療を行うことができる新興感染症の入院患者、重症患者受入医療機関の設定を行うなど病床の確保に努め、また、透析治療における専門家と連携した透析患者の搬送調整や搬送調整の運用ルール等を決めておく。
- ⑤ 障害児者への対応において、障害児者が新興感染症に感染し、入院が必要となる場合の入院調整が円滑に進むよう、都道府県の衛生部局と障害保健福祉部局が連携し、障害児者各々の障害特性と必要な配慮(例えば行動障害がある場合や医療的ケアが必要な場合、特別なコミュニケーション支援が必要な場合など)を考慮した受入れ医療機関の設定を進める。

これらの体制の構築においては、入院調整を行う部署に障害特性等に理解のある医師が参画するなど受入 医療機関の調整に当たっての意見を聴取することも重要である。

また、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」(平成28年6月28日付け保医発 0628 第2号厚生労働省保険局医療課長通知)により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者への当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている旨を示しているところであり、当該支援者の付添いについても、衛生部局と障害保健福祉部局が連携し、管内医療機関に対して、院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討いただくよう促す。

⑥ 認知症患者への対応において、国及び都道府県は、 かかりつけ医認知症対応力向上研修、認知症サポート 医養成研修等の医療現場の対応力向上のための各種研修を進めている。この研修を通じ多職種連携の一層の推進を図る。

- (参考)介護施設等と医療機関との連携について促しているとの、令和4年度に実施した介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護を対象に介護施設等で実施可能な感染防止・安全管理の工夫などを記載した手引き等の作成に向けた調査研究のを令和4年度に実施しているところであり、その研究成果の活用を検討していく。
- ⑦ がん患者への対応において、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知)では、都道府県がん診療連携協議会の主な役割の一つとして「感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、当該都道府県や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行うこと」としている。各都道府県のがん診療連携拠点病院等を中心として、感染症発生・まん延時や災害時等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるよう、診療機能の役割分担や各施設が協力した人材育成や応援体制の構築等、地域の実情に応じた連携体制を整備する取組を平時から推進する。
- ⑧ 循環器病患者への対応については、「第2期循環器 病対策推進基本計画」(令和5年3月閣議決定)を踏 まえ、平時のみならず感染症発生・まん延時や災害時 等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用で きる仕組みづくりを推進する。
- ⑨ また、高齢の患者への対応において、そのケアを意 識した適切な療養環境の確保の観点から、発症早期か

らの適切なリハビリテーションや栄養管理の提供のため、医師、歯科医師、看護師、理学療法士・、作業療法士・、言語聴覚士・、管理栄養士、歯科衛生士等の 多職種で連携する。

さらに、連携協議会等も活用した関係医療機関や高齢者施設等との連携による転院など、高齢の患者に対する必要な対応について国からの周知を踏まえて対応を行う。

- (5) 自宅療養者等の症状が急変した場合の入院機能を補 完する受け皿等として、新型コロナウイルス感染症対応 において、臨時の医療施設・入院待機施設(※)を設置 してきた実績を参考に、国は、必要に応じ、同様の対応 を検討、周知する。都道府県は、新興感染症の感染が急 拡大することに備え、平時から設置・運営の流れ等を確 認しておくこと。
 - ※入院待機患者や、症状が悪化した自宅・宿泊療養者等を一時 的に受け入れて酸素投与等の必要な処置を行う施設をいう。
- (6) 入所者の症状等に応じ、高齢者施設等で療養する場合もあり、新型コロナウイルス感染症対応での実績(※1)を参考に、都道府県は、高齢者施設等(※2)に対する医療支援体制について連携状況も含め確認すること。
- (※1) 各都道府県で、高齢者施設等からの連絡等により、施設内での感染発生から24時間以内に感染制御・業務継続支援チームを派遣できる体制を整備。また、全ての施設で、医師や看護師による往診・派遣が可能な医療機関の事前の確保等を実施。
- (※2)介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)、認知症対応型共同生活介護、養護老

人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービ ス付き高齢者向け住宅を想定

また、障害者施設等の入所者が施設内で療養する際、 必要な場合に医師や看護師による往診・派遣等の医療を 確保できる体制とすることは重要であり、医療従事者の 施設への往診・派遣等の必要な医療体制を確保できるよ う取り組むこと。

さらに、高齢者施設等や障害者施設等で療養する者への対応体制として、都道府県において、高齢者施設等や障害者施設等に対して、国が提供する感染対策等に関するガイドライン等を参考に、感染症対応に必要となる情報・ノウハウ(PPEの着脱指導等)を提供するとともに、高齢者施設等や障害者施設等と協力医療機関をはじめとする地域の医療機関との連携について、実効性のあるものとするため、連携協議会等を活用し、高齢者施設等や障害者施設等と医療機関との連携の強化を図ること。(※)その際、高齢者施設等や障害者施設等の配置医師等の役割も重要であり、その点も踏まえて体制構築を図ること。

また、都道府県は、連携協議会等を通じ、医療機関 (救急医療機関を含む。)のほか、消防機関等の役割及 び連携を確認し、高齢者施設等や障害者施設等に対する 救急医療を含めた医療支援体制等を確認しておくことが 重要である。

- ※介護保険事業支援計画や障害福祉計画における感染症対策の 内容とも整合性を確保することが重要
- (7) 医療計画には、原則として、各機能を担う医療機関の名称を記載すること。なお、地域によっては、各医療機関の機能・役割に鑑み、ひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば後方支援の機能など、医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めること。 また記載に当たっては以下の点に留意すること。

- ① 病床確保
- ・ 流行初期から対応する医療機関(流行初期医療確保 措置の対象となる協定(病床確保に係るものに限 る。)を締結する医療機関)が分かるように記載する こと
- ・ 重症患者・要配慮患者の受入れの別も可能な限り記載すること
- ② 発熱外来
- ・ 流行初期から対応する医療機関(流行初期医療確保 措置の対象となる協定(発熱外来に係るものに限 る。)を締結する医療機関)が分かるように記載する こと
- ・ 発熱外来における対応可能な患者(小児等)や普段 から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)のみ 対応する場合にはその旨なども可能な限り分かるよう に記載すること
- ③ 自宅療養者等への医療の提供
- ・ 電話・オンライン診療や、医師・看護師による往診 等にそれぞれ対応する病院・診療所、医薬品対応等を 行う薬局又は訪問看護を行う訪問看護事業所がそれぞ れ分かるように記載すること
- ・ 高齢者施設等や障害者施設等への対応についても分 かるように記載すること

あわせて健康観察の対応が可能な医療機関が分かる ように記載すること

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療体制の構築に必要な事項」を 踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により 把握した数値から明確となった現状について分析を行い、 地域の新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の 課題を抽出し、医療計画に記載すること。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、医療機能による分類・新興感染症の感染状況に応じた対応の段階も踏まえ、可能な限り課題を抽出すること。

5 数値目標

都道府県は、良質かつ適切な新興感染症発生・まん延時における医療を提供する体制について、新興感染症発生・まん延時に備え、計画策定の都度、定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する時間を設定し、医療計画に記載すること。

その際、感染症法に基づく予防計画における数値目標を中心とした内容及び新型インフルエンザ当対策特別措置法に基づく都道府県行動計画の内容と整合性を確保することに留意すること。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応す

るよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために 行う施策について、医療計画に記載すること。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載すること。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更すること(なお、感染症法の予防計画の数値目標については、感染症法第10条第11項の規定に基づき、都道府県は、厚生労働大臣に対し、数値目標の達成の状況を、毎年度、報告しなければならないこととされているので、あわせて対応されることを想定している。)。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表すること。その際、協定を締結した医療機関名や協定の内容、予防計画の内容等とあわせて公表し、広く住民に周知を図るよう努めること。

へき地の医療体制構築に係る指針

(略)

第1・第2 (略)

第3 構築の具体的な手順

(略)。

1 現状の把握

(略)

- (1) (略)
- (2) 指標による現状把握

別表9に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載すること。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)に留意して、把握すること。

 $2 \sim 9$ (略)

へき地の医療体制構築に係る指針

(略)

第1・第2 (略)

第3 構築の具体的な手順

(略)。

1 現状の把握

(略)

- (1) (略)
- (2) 指標による現状把握

別表8に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載すること。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)に留意して、把握すること。

 $2 \sim 9$ (略)

周産期医療の体制構築に係る指針

(略)

第1 (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

- 1 都道府県における周産期医療体制の整備
- (1) (略)
- (2) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター
 - ① 指定及び認定

都道府県は、第2の2(2)④に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を総合周産期母子医療センターとして指定すること。また、都道府県は、第2の2(2)③に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を地域周産期母子医療センターとして認定すること。

② \sim ③ (略)

 $(3)\sim(8)$ (略)

- 2 医療機関とその連携
 - (1) 目指すべき方向 (略)

① \sim ③ (略)

④ 新生児医療の提供が可能な体制

新生児搬送体制やNICU、新生児回復期治療室(以下「GCU」という。)の整備を含めた新生児医療の提供が可能な体制を整備すること。

なお、これまで、低出生体重児の割合の増加や長期入院等により病床が不足する傾向にあることから、都道府県は出生1万人対25床から30床を目標として、その配置も含め地域の実情に応じて整備を進めてきた。

周産期医療の体制構築に係る指針

(略)

第1 (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

- 1 都道府県における周産期医療体制の整備
- (1) (略)
- (2) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター
 - ① 指定及び認定

都道府県は、第2の2(2)④に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を総合周産期母子医療センターとして指定すること。また、都道府県は、第2の2(2)②に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を地域周産期母子医療センターとして認定すること。

② \sim ③ (略)

 $(3)\sim(8)$ (略)

- 2 医療機関とその連携
 - (1) 目指すべき方向 (略)
 - ①~③ (略)
 - ④ 新生児医療の提供が可能な体制

新生児搬送体制やNICU、新生児回復期治療室(以下「GCU」という。)の整備を含めた新生児医療の提供が可能な体制を整備すること。

なお、これまで、低出生体重児の割合の増加や長期入院等により病床が不足する傾向にあることから、都道府県は出生1万人対25床から30床を目標として、その配置も含め地域の実情に応じて整備を進めてきた。

特に、安定した地域周産期医療提供体制の構築のためには新生児医療を担う医師の確保、充足が重要であることから、周産期母子医療センター等の地域新生児医療を担う施設における新生児医療を担当する医師の充足状況を把握した上で、医師の確保のために必要な方策を検討し、明示すること。その後、平成29年度には、全都道府県で目標を達成しており、目標を大きく上回る都道府県もあることから、質の高い新生児医療を効率的に提供できるよう、引き続き、NICUの集約化・重点化について検討をすること。

 $5\sim7$ (略)

(2) (略)

第3 (略)

1 現状の把握 (略)

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 指標による現状把握

別表 10 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載すること。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)に留意して、把握すること。

 $2 \sim 8$ (略)

特に、安定した地域周産期医療提供体制の構築のためには新生児医療を担う医師の確保、充足が重要であることから、周産期母子医療センター等の地域新生児医療を担う施設における新生児医療を担当する医師の充足状況を把握した上で、医師の確保のために必要な方策を検討し、明示すること。その後、平成29年度には、全都道府県で目標を達成しており、目標を大きく上回る都道府県もあることから、第3の9(2)②に記載の通り、質の高い新生児医療を効率的に提供できるよう、引き続き、NICUの集約化・重点化について検討をすること。

 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc (略)

(2) (略)

第3 (略)

1 現状の把握

(略)

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 指標による現状把握

別表9に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載すること。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)に留意して、把握すること。

 $2 \sim 8$ (略)

小児医療の体制構築に係る指針

(略)

第1・2 (略)

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握 (略)

- (1) (2) (略)
- (3) 指標による現状把握

別表 11 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載すること。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)に留意して、把握すること。

 $2 \sim 8$ (略)

小児医療の体制構築に係る指針

(略)

第1・2 (略)

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握 (略)

- (1) (2) (略)
- (3) 指標による現状把握

別表 10 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載すること。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)に留意して、把握すること。

 $2 \sim 8$ (略)

在宅医療の体制構築に係る指針

(略)

第1 (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

- 1 (略)
- 2 在宅医療の提供体制
- (1) (略)
- (2) 日常の療養生活の支援
 - ① 訪問診療

(略)令和2年に訪問診療を提供している医療機関は、全病院8,238か所のうち2,973か所(36.1%)、全診療所102,612か所のうち、20,187か所(<u>19.7%</u>)である。また、在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所数は令和2年3月現在、それぞれ1,493か所、14,401か所の届出があり、増加しているものの、都道府県別の人口10万人当たりでみると、前者が0.4から5.4(全国値1.2)、後者が5.5から21.4(全国値11.6)とばらつきが見られる。

(略) ②~⑥ (略)

(3) • (4) (略)

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、在宅医療の体制を構築するに当たって、 (1)及び(2)に示す主な項目を参考に、患者動向、医療資源 及び医療連携等について、現状を把握すること。

在宅医療の体制構築に係る指針

(略)

第1 (略)

第2 医療体制の構築に必要な事項

- 1 (略)
- 2 在宅医療の提供体制
- (1) (略)
- (2) 日常の療養生活の支援
 - ① 訪問診療

(略)令和2年に訪問診療を提供している医療機関は、全病院8,238か所のうち2,973か所(36.1%)、全診療所102,612か所のうち、20,187か所(19.8%)である。また、在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所数は令和2年3月現在、それぞれ1,493か所、14,401か所の届出があり、増加しているものの、都道府県別の人口10万人当たりでみると、前者が0.4から5.4(全国値1.2)、後者が5.5から21.4(全国値11.6)とばらつきが見られる。

(略) ②~⑥ (略)

(3) • (4) (略)

第3 構築の具体的な手順

1 地域の現状の把握

都道府県は、在宅医療の体制を構築するに当たって、(1)において、地域の今後の医療需要について把握した上で、(2)及び(3)に示す主な項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握すること。

さらに、<u>(3)</u>に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握すること。

- (1) (略)
- <u>(2)</u> (略)
- (3) 指標による現状把握

別表12に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載すること。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)に留意して、把握すること。

 $2 \sim 4$ (略)

5 数值目標

(略)

また、これに加え、

- ・ 在宅医療の提供体制に求められる各医療機能を確保するため、「退院支援」、「日常の療養支援」、「急変時の対応」、「看取り」のそれぞれの機能ごとの目標
- ・ 多職種による取組を確保するため、「訪問看護」、「訪問歯科診療」、「訪問薬剤管理指導」、「医療機関等から提供される訪問リハビリテーション」、「訪問栄養食事指導」といった主要な職種についての目標

について、<u>別表 12</u>を参照し、それぞれ具体的な数値目標を、可能な限り記載するよう努めること。

(略)

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施す

さらに、<u>(4)</u>に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握すること。

- (1) (略)
- (3) (略)
- (4) 指標による現状把握

別表 11 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載すること。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)に留意して、把握すること。

 $2 \sim 4$ (略)

5 数值目標

(略)

また、これに加え、

- ・ 在宅医療の提供体制に求められる各医療機能を確保するため、「退院支援」、「日常の療養支援」、「急変時の対応」、「看取り」のそれぞれの機能ごとの目標
- ・ 多職種による取組を確保するため、「訪問看護」、「訪問歯科診療」、「訪問薬剤管理指導」、「医療機関等から提供される訪問リハビリテーション」、「訪問栄養食事指導」といった主要な職種についての目標

について、 $\underline{N表 11}$ を参照し、それぞれ具体的な数値目標を、可能な限り記載するよう努めること。

(略)

6 施策

整備目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施す

ることが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に 対応するよう「5 <u>数値</u>目標」で設定した目標を達成する ために行う施策・事業について、医療計画に記載するこ と。

(略)

7 · 8 (略)

ることが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に 対応するよう「5 整備目標」で設定した目標を達成する ために行う施策・事業について、医療計画に記載するこ と。

(略)

7 · 8 (略)

(新設) 今年4年等等生生物では発展では、18時の元間により大阪を開催なせり、基準を指摘するための政策研究」における「新聞報告的発生・まん証明における医療のありが報告(原発配行副制)」が指揮所能に書きり3円 その他の医療権間 (●は重点指標)
下盤:感染症法に基づく予防計画における数値目標となる項目と同一であり、把握の方法や、目標の立て方については、「都道府県、保健所設置市及び特別区 下盤:感染症法に基づく予防計画作成のための手引き」(令和4年度厚生労働科学研究「公衆衛生体制の見直しと新た3体制構築のための改策研究」)を参照されたい。 における予防計画作成のための手引き」(令和4年度厚生労働科学研究「公衆衛生体制の見直しと新た3体制構築のための改策研究」)を参照されたい。 (※):令和6年度診療報酬改定等により要件等が変更された場合には、必要に応じて指標における位置づけ等の見直しを行う ○上記の他、以下の項目については、医療計画独目の指標として今後把握が望ましいが現時点では把握が困難であり、中間見直しの際に把握・活用すること を想定する。 詳細は令和4年度厚生労働科学研究「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」分担研究報告書「新興原染症発生・まん症時における医療 のあり方体針(感染症企画形)】を参照すること。 ・派行初期医療権保措置付きの病疾権保証を経済すると関係機関における、後方支援についての協定機制医療機関と連携している医療機関数 ・病疾権保付監付を施持する医療機関における。院内清掃・寝具類洗濯、及び患者等給食の各業務(呑託業者が実施する場合を含む)において、それぞれの出当者か1名以上新開影染症が応こついての研修を修了している医療機関数 ・派遣可能人材のうち新興度染症に関する研修を修了している医療機関数 ・派遣可能人材のうち新興度染症に関する研修を受打した人数(職種毎) 県外派遣可能を誘数) ・派遣可能を誘数のうち墜 人に所属している医師数 ・派遣の能看護師数(う ・派遣の能看護師数(う ち、県外派遣の能数) ・派遣の能看護師数のうち ・派遣の能看護師数のうち ・派遣の能看護師数のうち ・派遣の能看護師数のうち 原架制の・業務総数のうち 原架制の・業務総数のうち ・年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させている割合 • 後方支援 - | 総 ・医療機関数 (うち、自宅・宿泊 自宅・宿泊施設・局齢者 施設での療養者等への医 療の提供 療養施設·高齢者施 · <u>薬局数</u> · 訪問看護事業所数 協定締結医療機関 · 感染対策向上加算 (1,2,3)· 外来感染対策向上加算届出医療機関数 ・クに参加している医療機関数 3 • 別表8 新興感染症の発生・まん延時における医療体制構築に係る現状把握のための指標例 | 天衛機関数 (うち、流 (うち、流 行初期医療 確保措置対 象位定道括 区 医療機関) | 医療機関 ・個人防護具を2ヶ月分以上確保している医療機関数 ・院内極染対策に関する地域のネットワー ・重症者の確保病床を有する医療機関に おける、3年以上集中治療の経験を有 する医師/看護師/館床工学技士数 (3古、流行初期医療確保措置、 者、特別な配慮が必要 な患者、疑い患者) 確保病床数 • アウトカム ストラクチャー プロセス 別表第9~第12 別表第8~第11